



令和8年4月23日

諏訪市長 金子 ゆかり 様

諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設使用料検討委員会
委員長 伊藤 幸彦



諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設「すわっこランド」の
使用料の改定について（答申）

令和7年9月18日付け令7健第178号で貴殿から諮問のありました諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例第8条に規定する諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設「すわっこランド」の使用料の改定について、当委員会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 使用料の改定

諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設「すわっこランド」は、平成17年の開設以来、約20年にわたり、消費税の改定分を除き、使用料を据え置いて運営してきました。

平成24年度からは指定管理者制度の導入により、施設の管理運営を民間企業に委託しているが、市の年間の指定管理料は、導入当初から約3倍に増額しているにもかかわらず、指定管理者による施設の収支状況は、赤字が続いています。

さらに、燃料代をはじめとする物価や人件費等の高騰により、施設の管理運営に要する費用は増加しており、不安定な世界情勢を踏まえると、管理運営費用は今後もさらに増加すると考えられます。また、地域人口の減少に伴い、将来的な利用者数の減少が懸念されます。

今後も、市民をはじめとする利用者の健康増進及び福祉の向上を図るための健康運動施設として、また、水泳やマレットゴルフをはじめとする社会体育施設として、さらには、諏訪を訪れる人々の温泉観光施設として、施設の運営を維持していくためには、使用料の改定は、やむを得ないと判断します。

2 使用料の改定額

すわっこランドの使用料の改定額については、今後の物価等の高騰を考慮し、次期指定管理期間の最終年度までの金額を想定し、別紙のとおりと判断します。

なお、当施設は、指定管理者に管理を委託しており、利用者からは使用料として利用料金を納付していただいています。利用料金は、条例で定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする規定されています。したがって、実際に利用者が納付する利用料金については、施設の持続的な運営を前提に、料金改定による利用者の急激な負担増加を緩和するため、指定管理者と慎重に協議の上、段階的に改定を行うべきと考えます。

3 改定時期

使用料の改定時期については、市議会における条例の一部改正及び利用者への周知期間を考慮し、令和9年4月1日が望ましいと判断します。

4 附帯意見

- ・今回の使用料改定による利用者数の変動等の影響を検証すること。
- ・教育目的での施設利用については、次世代育成の観点から、使用料の減免措置を継続すること。
- ・利用料金を決める際には、市民や利用者からの意見を求める仕組みを導入すること。
- ・使用料の範囲外である自主事業についても見直しを行うなど、使用料収入以外においても収支改善策を検討すること。
- ・既存の市民割引券や新たな市民割引方法の導入により、市民サービスを継続すること。
- ・施設の利用促進のため、市と指定管理者が連携して周知等を行うこと。
- ・使用料の改定に見合う付加価値を創出するよう努めること。
- ・社会体育施設や温泉観光施設としての更なる活用方法を検討すること。
- ・現在は、利用料金の支払いにより、館内の全ての施設を利用できるが、浴室とプールで個別に料金を設定するなど、利用区分に応じた料金徴収を可能とする設備や施設改修等の研究をすること。
- ・諏訪圏域の人口減少に伴い、今後の施設の在り方について、諏訪圏域全体の公共施設の在り方を踏まえた検討を行うこと。

以上

諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設使用料検討委員会

委員長	伊藤	幸彦
副委員長	名取	功夫
	関	基
	佐久	秀幸
	堀	元彰
	高林	康樹
	小口	泰幸
	小泉	政道
	桜井	幸雄
	島津美穂子	
	塚西	文香

諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例第8条に規定する使用料の改定額

区分			使用料	
1回券	おとな	平日(特定日を除く。)	950円	
		土曜日、日曜日、祝日及び特定日	1,200	
	こども	平日(特定日を除く。)	470	
		土曜日、日曜日、祝日及び特定日	600	
回数券(6枚綴)	おとな		4,750	
	こども		2,350	
	身体障害者等		4,200	
団体券(10人以上)	おとな(1人)		780	
	こども(1人)		390	
	身体障害者等(1人)		690	
個人定期券	1年定期券	おとな	86,000	
		こども	43,000	
		高齢者	76,000	
		身体障害者等	76,000	
	半年定期券	おとな	47,000	
		こども	23,000	
		高齢者	41,000	
		身体障害者等	41,000	
	3月定期券	おとな	25,000	
		こども	12,000	
		高齢者	23,000	
		身体障害者等	23,000	
法人定期券	1年定期券	—	120,000	
専用する場合	研修室	1時間	1,500	
	屋外50メートルプール	1時間、1コース	平日(特定日を除く。)	2,000
			土曜日、日曜日、祝日及び特定日	4,000
	屋内25メートルプール(3コース分に限る。)	1時間、1コース	平日(特定日を除く。)	2,000
土曜日、日曜日、祝日及び特定日			4,000	
マレットゴルフ場	1回券		200	
	1年定期券		6,000	

備考

- 「こども」とは、中学生以下の者をいい、4歳未満の者は無料とする。

- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「身体障害者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者
 - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通達）の規定に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその介護者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者
- 4 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 5 「特定日」とは、7月1日から8月31日まで及び12月29日から翌年1月3日までの日をいう。